# 日本ナレッジ・マネジメント学会

# 第23回定時総会資料

日時:2020年6月6日(土曜日)10:00~11:30

場所:Zoom ミーティング

## <議題>

第1号議案 第22期(令和元年度)活動報告

第2号議案 第22期(令和元年度)一般会計決算報告

第3号議案 第22期(令和元年度)会計監査報告

第4号議案 第23期(令和2年度)活動計画

第5号議案 第23期(令和2年度)一般会計予算

第6号議案 第23期(令和2年度)役員人事

第7号議案 会則改定

# <本学会会員の状況> ※2019年会費納入数

	2019年9月末	2020年3月末	増減
個人会員	92 名	115名	23 名増
法人会員	8社9口	11 社 12 口	3 社増

## 第1号議案 第22期(令和元年度)活動報告

## 第22期(令和元年度)活動報告

第22期における学会事業の実施内容は以下の通りである。

#### I. 総会

(1) 第22回総会

日時 2019年6月9日(土)

場所 金沢工業大学 KIT虎ノ門大学院

議題 第1号議案 一條和生新会長承認の件

第2号議案 第21期事業報告及び決算案承認の件

第3号議案 第22期事業計画案および予算案承認の件

#### II. 理事会

(1) 第27回理事会(臨時)

日時 2019年7月29日(土)

場所 一橋大学千代田キャンパス 6 階 6 0 1

議題 新しい運営体制について

結果 ・理事長は一條会長が兼務 (最長 1年間の暫定策)

- ・理事長、副理事長、専務理事は設置しない。
- ・学会運営は、プロジェクト体制とし、若手プロジェクトリーダー +メンターとする。
- ・各プロジェクトのメンバーはリーダーとメンターが会員からアサイン する。(理事会などで諮らなくても良い)

#### (2) 第28回理事会(臨時)

日時 2020年2月29日(土)

場所 オンライン会議 (Zoom)

議題 ・ビジョンに対する各理事の考えの共有

- ・3 月度理事会に向け、2019 年度活動実績報告と 2020 年度方針・計画・予算の提出を依頼
- ・第23回年次大会準備状況の進捗報告と依頼
- ・3月度理事会議題(案)

結果・3月の理事会に向けた意見交換を行った

(3) 第29回理事会

日時 2020年3月28日(土)

場所 オンライン会議 (ZOOM)

議題 ・第1号議案:学会ビジョンの纏め

·第2号議案:2020年度体制(案)

·第3号議案:2019年度会計報告(見通し)

· 第 4 号議案: 2020 年度予算(案)

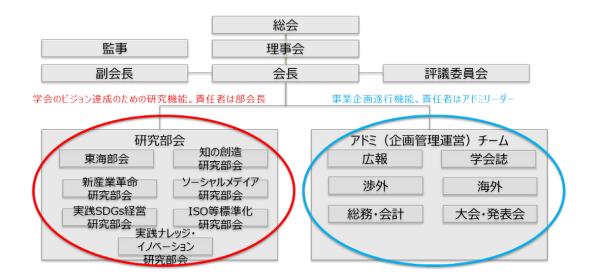
・第5号議案:会則の見直し

・その他

結果 第1号議案 学会ビジョンについては引き続き検討を行う

第2号議案 2020 年度体制案については以下の方針で進めることを承認。

① 研究部会とアドミチームの両輪で事業を推進する(図を参照)。



- ② 理事長、副理事長、専務理事は設置しない。常任理事会は廃止し SLACK を用いて機動的な事業推進を進める。会長代行は副会長が行 うことにするかどうか検討を継続する。
- ③ 2019年7月時のプロジェクトという名称をアドミに変更する。
- ④ 広報委員会はアドミチームに改組する。
- ⑤ メンターは個別のアドミチームに紐づけるのではなく、アドミチーム 全体をサポートする。

第3号議案 2019年度会計の見通しについて承認。

第4号議案 2020年度予算(案)について承認。

第5号議案 会則の見直しについては SLACK を活用して意見交換を進め、 次回理事会で審議する。

その他 非会員の大会参加費は1,200円とすることを承認。

#### III. 年次大会の開催

・第22回年次大会

http://www.kmsj.org/wp/wp-content/uploads/2019/08/125\_2.pdf

日時 2019年6月9日(日)

場所 金沢工業大学 KIT虎ノ門大学院キャンパス

テーマ AI時代のナレッジ・ マネジメントのありかた

大会委員長 理事 野村恭彦 (大会運営サポート 次世代ミーティング)

開会挨拶 理事長(当時) 久米克彦 司会進行 田原祐子

内容 1. 特別講演1:経済産業省ソフトウエア産業戦略企画官 和泉憲明氏

- 2. 特別講演 2:日本アイ・ビー・エム株式会社 AIコンピテンシーセンター 鈴木至氏
- 3. パネルディスカッション

モデレータ:理事 野村恭彦

パネリスト:鈴木至氏、専務理事(当時) 山崎秀夫、同 西原文乃

4. 会員総会

進行:会長(当時) 花堂靖仁

報告:理事長(当時)久米克彦

承認事項:2019年度予算と活動計画、新体制と、監査報告

新会長 一條和生の選任

5. Aトラック 場所 会場1

発表(1)野村恭彦氏(金沢工業大学 KIT 虎ノ門大学院教授)

発表(2)松木智徳氏(芝浦工業大学大学院、リクルートマネジメントソリューションズ)、中村潤氏(中央大学教授)

発表(3)小門裕幸氏(法政大学名誉教授)「ハイテク地域、シリコンバレーと深圳。両社会から知識創造社会の原点(エンベツデトナレッジ)を探る発表(4)西中美和氏(総合大学院大学特任准教授)「メゾレベル Well-beingを目指す未来のための知識共創とは?」

6. Bトラック 場所 会場2

発表(5)実践 SDGs 経営研究部会

発表(6)実践ナレッジ・イノベーション研究部会

発表(7)筒井万理子氏(近畿大学准教授)「研究者の実践共同体と知識の創造」 発表(8) 遠藤倫生氏(ClipLine(株))「従業員教育における暗黙知の重要性」

- 7. 閉会のあいさつ 会長 花堂靖仁
- 8. 懇親会 @虎ノ門ヒルズ
- IV. KM グローバルネットワーク (KMGN) 年次大会参加 活動なし

V. 学会誌 「ナレッジ・マネジメント研究」の発行

誌名:ナレッジ・マネジメント研究第17号

発行部数:220部

配布先:個人会員 120 部、法人会員 24 部、大会講師経産省より 5 部要請、法人・個人勧 誘用 20 部、予備 51 部

#### 内容:

論文

ナレッジ・マネジメントからナレッジ・ベースド・マネジメントへの転回:

~AI(人工知)と HI(人間知)を融合する新たな知識創造理論の構築にむけて~

………西原 文乃 山崎 秀夫

スクラム・ベースド・ラーニングおける参加者の意識行動変容と知識創造に対する気づき分析

事業部門長による組織知創造と知識リーダーシップ …… 細野 一雄 内平 直志 講

知的機動力の経営:日本型イノベーションの本質 …… 野中 郁次郎 ようやく動きだしたキャッシュレス化、キャッシュレス化で何が起こるのか

~キャッシュレス社会の現状と展望~ …………渡辺 宏一郎

パネルディスカッション: キャッシュレス社会の到来とナレッジ・マネジメント

~周回遅れの日本社会を考える~ ・・・・・・・・・・ 山崎 秀夫/渡辺 宏一郎/小石 裕介司会: 植木 英雄

- VI. 日本ナレッジ・マネジメント学会メールマガジンの発行
  - ・第122号

発行日 2019年4月9日

内容

- ◆第 22 回年次大会開催のお知らせ
- ◆実践ナレッジ・イノベーション研究部会開催のご案内
- ◆新産業革命(AI、オープン、多様性等)研究部会開催のご案内
- ◆経営関連学会協議会主催 6/15 公開講演会のご案内
- ◆学会誌第18号投稿の募集案内
- ◆経営関連学会協議会発行電子英文ジャーナルへの投稿論文の募集
- ◆AI(人工知能)を包含する Embedded Knowledge(埋め込み知)と言う 視点:第9回\_企業内 SNS の利用と Embedded Knowledge(埋め込み知) の関係
- ◆本学会広報・事務局からのお知らせ
- ◆編集後記

- ·第 123 号 発行日 2019 年 5 月 10 日
  - 内容 ◆第 22 回年次大会開催のお知らせ
    - ◆実践ナレッジ・イノベーション研究部会開催のご案内
    - ◆第 46 回知の創造研究部会のご案内
    - ◆新産業革命(AI、オープン、多様性等)研究部会開催のご案内
    - ◆経営関連学会協議会主催 6/15 公開講演会のご案内
    - ◆学会誌第18号投稿の募集案内
    - ◆経営関連学会協議会発行電子英文ジャーナルへの投稿論文の募集
    - ◆AI(人工知能)を包含する Embedded Knowledge(埋め込み知)と言う 視点 第 10 回 人工知と埋め込み知
    - ◆本学会事務局からの年会費お振込みのお願い
    - ◆編集後記
- · 第 124 号 発行日 2019 年 6 月 10 日
  - 内容 ◆第 22 回年次大会 開催報告 (簡易版)
    - ◆実践ナレッジ・イノベーション研究部会 2019 年 6 月度部会のご案内
    - ◆第 46 回知の創造研究部会のご案内
    - ◆新産業革命(AI、オープン、多様性等)研究部会開催のご案内
    - ◆経営関連学会協議会主催 6/15 公開講演会のご案内
    - ◆学会誌第 18 号投稿の募集案内
    - ◆経営関連学会協議会発行電子英文ジャーナルへの投稿論文の募集
    - ◆AI(人工知能)を包含する Embedded Knowledge(埋め込み知)と言う 視点\_第 11 回\_RPA、AI とソサイエティ 5.0 と埋め込み知
    - ◆本学会事務局より年会費お振込みのお知らせ
    - ◆編集後記
- · 第 125 号 発行日 2019 年 8 月 9 日
  - 内容 ◆第 22 回年次大会 開催報告(特集)
    - ◆実践ナレッジ・イノベーション研究部会 2019 年 9 月度部会のご案内
    - ◆第47回知の創造研究部会(公開)のご案内
    - ◆新産業革命研究部会 8/22 開催のご案内
    - ◆学会誌第 18 号投稿の募集案内
    - ◆経営関連学会協議会からのお知らせ
    - ◆A I (人工知能) を包含する Embedded Knowledge (埋め込み知) と言う視点 第 12 回 さようなら僕らの SECI モデル
    - ◆本学会事務局より年会費お振込みの依頼とお知らせ
    - ◆編集後記

- ·第 126 号 発行日 2019 年 10 月 10 日
  - 内容 ◆第7回 ISO 等標準化研究部会(公開)のご案内
    - ◆ソーシャルメディア研究部会からのお知らせ
    - ◆学会誌第18号投稿の募集案内
    - ◆経営関連学会協議会からのお知らせ
    - 1. 11/30 公開シンポジウムの開催案内
    - 2. 電子版英文ジャーナル JJM 誌の投稿募集について
    - ◆AI(人工知能)を包含する Embedded Knowledge(埋め込み知)と言う 視点(第 13 回)
    - ◆本学会事務局より年会費お振込みの依頼とお知らせ
    - ◆編集後記
- · 第 127 号 発行日 2019 年 11 月 8 日
  - 内容 ◆実践ナレッジ・イノベーション研究部会 11 月 12 日開催のお知らせ
    - ◆第 48 回知の創造研究部会 12/6 開催のご案内
    - ◆ソーシャルメディア研究部会からのお知らせ
    - ◆学会誌第 18 号への投稿募集締切日の延長案内
    - ◆経営関連学会協議会からのお知らせ
      - 1. 11/30 公開シンポジウムの開催案内
      - 2. 電子版英文ジャーナル JIM 誌の投稿募集について
    - ◆AI(人工知能)を包含する Embedded Knowledge(埋め込み知)と言う 視点(第 14 回)
    - ◆本学会事務局より年会費お振込みの依頼とお知らせ
    - ◆広報委員会より、委員募集のお知らせ
    - ◆編集後記
- · 第 128 号 発行日 2019 年 12 月 10 日
  - 内容 ◆第 23 回年次大会開催のお知らせ
    - ◆学会誌第 18 号への投稿募集締切日の延長案内
    - ◆経営関連学会協議会からのお知らせ (電子版英文ジャーナル JJM 誌の投稿募集について)
    - ◆AI(人工知能)を包含する Embedded Knowledge(埋め込み知)と言う 視点(第 15 回)
    - ◆本学会事務局より年会費お振込みの依頼とお知らせ
    - ◆広報委員会より、委員募集のお知らせ
    - ◆編集後記

· 第 129 号 発行日 2020 年 2 月 10 日

内容 ◆実践ナレッジ・イノベーション研究部会・ISO 等標準化研究部会 合同研究部会開催のお知らせ ★開催延期★

- ◆2019年度 第2回 ソーシャルメディア部会開催のご案内
- ◆第 49 回知の創造研究部会のご案内
- ◆学会誌第 18 号への投稿募集締切日の延長案内
- ◆経営関連学会協議会主催公開講演会のお知らせ
- ◆アジア開発銀行による KM 訪日支援報告
- ◆AI(人工知能)を包含する Embedded Knowledge(埋め込み知)と言う 視点(第 16 回)
- ◆本学会事務局より年会費お振込みの依頼とお知らせ
- ◆広報委員会より、委員募集のお知らせ
- ◆編集後記

#### VII. 2019 年度本学会研究部会活動実績

#### (1)東海部会

① 活動方針

現在、当部会では「有力企業が集積する東海地区に根ざした実践的ナレッジ研究」として、次の3点から研究活動を進めている。

- 1. 企業活動の実態に即したナレッジ・マネジメントの理論やモデルの構築
- 2. ナレッジの業績に占める意味や役割の分析

企業において新知識を創出するにあたり最も重要な「ひらめき」を喚起する条件を実証的に探るとともに、「ひらめき」の結果創出された知識共有の仕組みとして どのようなものがあるかを、現実の企業活動の中に探っていく。

3. 企業の持続的発展に資するナレッジの本質と機能に関する研究

組織内に潜む"秘伝"や"思い"の共有、"匠の技"の創出や伝承が企業の存続と発展にとって必要不可欠という仮説の基に、それが実際にはどのように行われているかを検証する。また、企業の現場でのナレッジ・マネジメントの実践の様子や動向についても理解を深めたい。

#### ② 活動実績

2019 年 2 月 2 日 新春特別講演会「事業刷新と経営者の役割 - ブラザー工業の 経験から-|講師 ブラザー工業株式会社相談役 安井義博様

2019 年 7 月東海部会季報(電子版)第 17 号発行(下記サイトに掲載)http://www.kmsj.org/tokai/

2019年7月31日 企業調査プロジェクト企画会議(調査対象企業の選定)

2019 年 9 月 12 日 OSG 株式会社訪問 (調査打ち合わせ)

2019年10月9日 企業調査プロジェクト企画会議(OSG 株式会社研究会)

2019年11月28日 企業調査プロジェクト企画会議(OSG株式会社研究会)

2020年 2月5日 企業調査プロジェクト企画会議(OSG 株式会社研究会)

2020年 3月24日 OSG 株式会社訪問(社長、技術顧問インタビュー)

2020年 3月31日 OSG 株式会社訪問(社長、技術顧問インタビュー)

## (2)知の創造研究部会

#### ① 活動方針

創設から 13 年を経た知の創造研究部会では、先進企業における知の創造がどのような要因や条件により促進されるのかを先端事例研究や実証研究等より究明する。 2019 年度は企業内外の環境変化に適応した知の創造と経営革新のプロセスを第一線の経営者やオープンイノベーションの研究者、専門家等を講演者に招き、活発な質疑・討論を行った。また、社会人博士課程院生会員にも研究発表の場を設けて、コメント・ダイアローグ討論を行った。

#### ② 活動報告

下記の通り、4回研究部会を実施。

#### 【第46回知の創造研究部会のプログラム】

日時: 6月28日(金)17:50より受付、開始18:15~20:30 (終了後懇親会)

会場:拓殖大学文京キャンパス C館 514 教室

講演:西中美和先生(総合研究大学院大学 特任准教授)

テーマ:「知識社会の地殻変動とナレッジ・マネジメント: グローバル化、SNS 化、人工知能 |

討論司会:植木英雄 知の創造研究部会長

#### 【第47回知の創造研究部会のプログラム】

日時: 10月4日(金)17:50より受付、開始18:20~20:30 (終了後懇親会)

会場: 拓殖大学文京キャンパス C館 307 教室

講演:西川英彦先生(法政大学経営学部・大学院経営学研究科教授)

テーマ:「顧客と共創するクラウドソーシングがもたらす効果」

討論司会:植木英雄 知の創造研究部会長

#### 【第 48 回知の創造研究部会のプログラム】

日時: 12月6日(金)17:45より受付、開始18:10~20:30 (終了後懇親会)

会場: 拓殖大学文京キャンパス D館 601 教室

講演1: 細野一雄氏 富士通(株) 第一プロフェッショナル統括部長

テーマ:「シニア技術者から中堅層への暗黙知の世代間知識継承の研究

~IT 企業 A 社における少子高齢化に対応した新たな知識の伝え方~」

講演2:乙部信吾氏・株式会社 Lightz 社長

テーマ:『熟練者知見の「汎知化」による Brain Model の構築と活用』

全体討論司会:植木英雄 知の創造研究部会長

【第49回知の創造研究部会のプログラム】

日時: 3月27日(金)17:45より受付、開始18:10~20:30

会場: 拓殖大学文京キャンパス D館 601 教室

講演1:講師:田中克昌氏(日本経済大学准教授)

テーマ:「価値共創と普及-中小製造業の自社製品事例からイノベーションを学ぶ

講演 2:杉山大輔氏(桜美林大学大学院 客員教授、エヌシーアイ総合システム(株) 企画管理部部長)

テーマ:「Well-being を目指したライフサイクル型サービス」

全体討論司会:討論司会:植木英雄 知の創造研究部会長

## (3)ソーシャルメディア研究部会

#### ① 部会の紹介

部会長 荒木聖史/ 代表世話人 町井美也子

近年、ソーシャルメディアや集合知などヒトが生み出す知と、ビッグデータや AI (人工知能)などのコンピュータープラットフォーム上で生み出される機械の知の発展には目覚ましいものがある。このような大きな環境の変化に対応するため、社会は情報共有やコミュニケーション、ワークスタイル を大きく変化させようとしている。そうした変化のなかで、『ヒトが生み出す知』と『機械が生み出す知』をどのように捉え、整理し、活用するのかが問われています。日本企業発展の礎となってきた、ヒトが生み出す組織的な知の方向と機械の知の相互活用という新しい課題にどう答えを出すかを、本部会の目的かつ中心テーマとする。

## ② 活動の総括

2019 年度は秋から実質活動を開始した。第一回は少人数ながら活発な議論となった。フラットな場を提供し自由な討論を行なうと云う当部会のカラーが自律的に定まったと考える。第二回は残念ながらコロナ禍の影響で延期となったが、講師やテーマは続投。最適な開催の機会を伺いながら引き続き部会運営に励みたい。

#### ③ 活動報告

◆第一回 ソーシャルメディア部会

テーマ:「Why Social Media ~あなたはソーシャルメディアを何に使いたいのですか?~|

講師 :福岡秀幸氏(株式会社リンクデザイン 代表取締役)

会場 : ギークオフィス恵比寿 <a href="http://geekoffice-ebisu.mystrikingly.com/">http://geekoffice-ebisu.mystrikingly.com/</a>

◆第二回 ソーシャルメディア部会(※新型肺炎問題により延期)

テーマ:「ゼロからの学び直しーーアンラーニングのための条件とは」

講師 :馬場真光氏(ヴェリタス総合研究所代表)

#### (4)ISO 等標準化研究部会

## ① 研究部会の紹介

KM に関する国際規格 (ISO 30401:2018 Knowledge management systems — Requirements) を題材/リファレンスとする研究部会。以下を目的とする:

- ・ KM に関する国際規格の日本での利用方法(何がどう良くなるのか)を検討する。
- ・ KM に関する国際規格を踏まえ、各組織での標準化方法を検討する。
- ・ KM に関する国際規格の導入の仕方を検討する
- ・ KM に関する国際規格導入の際のマインドセットを検討する 研究部会メンバーでの議論/検討に重点を置くが、外部講師を招く会は研究部会メン バー外にも公開する。

#### ② 2019 年度の活動の総括

研究部会活動の2本柱を軌道に乗せた。

- ・ KM 事例研究:2回の研究部会を開催
- ・ ISO マネジメントシステムとの比較:外部講師を招き、公開にて研究部会を開催 関連機関との関係が構築できた。適切な距離を保って関係を維持する。
- · 担当省庁:経済産業省 産業技術環境局 国際標準課
- · ISO 国内審議団体:一般財団法人 日本規格協会
- · ISO 国内認定機関:公益財団法人 日本適合性認定協会

#### ③ 研究部会開催実績

開催日	会場	テーマ	講師	主な内容
2019. 5.28	富士通(株)	KM 事例研究	町井美也子氏	・ 某通信業企業におけるナレッジマ
	本社		当学会理事	ネジメントの取り組み紹介
				・ KM 国際規格の要求事項に照らし
				た同事例の特徴抽出
2019. 8. 8	都内	ISO マネジメント	及川康平氏	・ ISO/IEC 20000:2018 内容解説
	貸会議室	システム研究	日本クイント	・ 同認証事例と適用ポイントの解説
			(株)	
			コンサルタント	
2019.10.29	都内	グローバルなベス	最上千佳子氏	・ ITIL® 及び ITIL 4 の概説
	貸会議室	トプラクティスに	日本クイント	・ITIL®における Knowledge
		おける KM	(株)	Management の解説
			代表取締役	

2019.12 .3	富士通(株)	KM 事例研究	村上修司氏	・ LIXIL のナレッジマネジメント
	本社		当学会理事	[ひとプラス]紹介
				・ 同事例特徴の KM 国際規格の要
				求事項へのマッピング

#### (5)新產業革命研究部会

#### ① 紹介

## 【目的】: 新たな時代を迎えた、新ナレッジ・マネジメント&価値創造・協創

- \*Society5.0、AI、IoT 等のさまざまな技術革新によって、労働や教育のあり方自体が大きく変わる中、今後、我々人間が担うべきナレッジ・マネジメントのあり方や価値等を追究する。(これからの With コロナ時代には、今以上にナレッジ・マネジメントの価値や応用範囲・さまざまな可能性は高まることだろう。)
  - ・\*これからの時代に必要とされるのは、業界等すべての境界線を取り払ったオープンイノベーションの発想であり、新しいモノやコトの組みあわせによって、[KM+New]で新しい価値を創り出す。

### 【方針】: オープン&インタラクティブな価値創造・協創の場を提供

- \*積極的に外に向かい、開放的なオープン部会として部会自体を"新価値創造の場、 "共創・協創の場、"知識創造の場、として、新規会員を含む、学会内外の皆様が 集う場として貢献したい。
- \*上記により、新たなコラボレーションを創造し、産官学と当学会とのネットワーク を広げ、新機軸をも見いだすことを目指す。

#### ② 活動の総括

2019年度は、部会設立2年目となり、「KM×4つのテーマ」で研究部会を開催した。各テーマごとに、そのテーマに関心を持って集うメンバーも異なり、研究部会の目的は達成できたと言える。また、特許庁との繋がりもでき、2020年度の活動への布石としたい。

#### ③ 活動実績

開催日	テーマ	外部講師	会場	補足
	KM×オープンイノベーション 〜お客様と共にさらなるイノベー ションを創出する「場」から学ぶ〜	戦略コンサルティング本部 人材・組織変革プラクティス統括	イノベー	オープンイノベ ーションスペース 見学& ワークショップ
2019.8.22	KM×SDGs 〜SDGs 時代の多様性とは何か〜	フェリス女学院大学国際交流学部 教授 高柳彰夫氏	一橋講堂	講義& ワークショップ

2019.12.17	KM×知財&オープンイノベー ション	特許庁 産業財産権専門官 鈴木貴久氏 特許庁 オープンイノベーション 推進プロジェクトチーム 高田龍弥氏	講義& インタラクティブ セッション
2020.3.10	KM×知財&企業価値向上 「企業の競争力回復に不可欠 ~IP ランドスクープ経営戦略」	日本経済新聞社 編集局経済解説部 編集委員室絹集委員 渋谷高弘氏	コロナウイルス 対策のため延期

### (6)実践 SDGs 研究部会

#### ① 活動方針

持続可能な開発目標(Sustainable Development goals)を経営戦略に取り入れている企業と並走しながら、知識創造理論を使って各企業の SDGs 活動の実践、定着の研究・支援を目指す。SGs に関しては多くの企業が取り上げ始めているが、緒に就いたばかりであり、SDGs の取り組みと事業との関連性を明確化しながら、知識創造理論をベースに、企業の強みを生かした領域への経営資源の投入、通常事業と SDG s 事業の時間軸の違いをを明確に位置付けながら、各企業の課題の解決を目指す。具体的には、国内外の先進企業の事例研究や参加企業の事例のデイスカッション、ワークショップを行いながら取り組むべき戦略、実践活動を明確にしていく。

#### ② 活動実績

第1回「SDG s が問いかける経営の未来」講師=藤井剛モニターデロイト執行役 (4月16日)

第2回「高山部会長によるワークショップ」(5月20日)

第3回「「CSV リーダーに求められる5つのコンピテンシー」講師=黒田由貴子株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング代表取締役社長(6月17日)

第4回「「SDG s 実践に即した組織の在り方についてのディスカッションとワークショップ」(7月24日)

第5回「リファインホールディングス株式会社の取り組み」講師=川瀬泰人氏リファインホールディングス代表取締役社長(8月26日)

第6回「〈いのち〉のオアシスと SDGGs についてのディスカッション」(9月)

第7回「高山部会長ワークショップ」(10月23日)

第8回「SDG s とドラッカー理論からの視点」(11 月 25 日)

第9回「グローバル・コンパクトネットワーク・ジャパンの役割と活動」(12月17日)

第10回(2020年1月27日) 休会

第11回(2月25日) 休会

第12回(3月23日) 休会

#### (7)実践ナレッジ・イノベーション研究部会

#### ① 活動方針

実践ナレッジ・イノベーション研究部会は 2015 年 12 月に発足し、知識創造理論 (SECI モデル、場、実践知リーダーシップ)を核とする産学交流、異業種交流の場を、会員・会員外の方々と共に創ることを目的に活動している。ミッションは、「共感」を基盤に、イノベーションの研究と実践を通して産官学民のネットワークを広げ、「八方よし」によって社会的価値と経済的価値を同時に追求することである。

※「八方よし」とは:経営者、社員、取引先・債権者、株主、顧客、地域、社会、国など、すべてのステークホルダーを入れる考え方「三方よし」や CSV の想定する利 害関係者だけではなく、地球環境や世界全体までを視野に入れてステークホルダーを考えること。

研究部会ではゲスト講師からお話を頂き、参加者による対話やワークショップを行い、 SECI モデルの S(共同化)と E (表出化) を実際に体験する場になるようにしている。

#### ② 活動実績

2019年4月18日(木)「理論を学ぶ」 講師:部会長西原文乃

2019 年 5 月 15 日(水)「テーマを決める」 講師: 部会長西原文乃

2019 年 6 月 13 日(木)「共通言語を共有する ABD」 講師:会員小田裕子

2019 年 7 月 16 日(火)「事例研究の ABD」 講師:会員田村直樹

2019年9月17日(火)「工学知をベースとした経営活動」 講師:構造計画研究所

2019 年 10 月 21 日(月)「ビデオクリップの活用:アイセイ薬局様事例 | 講師: ClipLine

2019 年 11 月 21 日(火)「KM×PM」 講師:コパイロツト

2020年1月21日(火)「スロー・イノベーション」 講師:理事野村恭彦

※2020年2月、3月は新型コロナウイルスの影響のため休会

## 第2号議案 第22期(令和元年度)一般会計決算報告

*****	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
*		*
*		*
*		*
	第二十二期 決算	
*	<b>另一————————————————————————————————————</b>	*
*		*
*		*
*		*
*		*
*		*
*		*
*		*
*		*
*	自 2019年 4月 1日	*
*	至 2020年 3月31日	*
*		*
*		*
*		*
*		*
*		*
*		*
*		*
*		*
*	日本ナレッジ・マネジメント学会	*
*		*
*	東京都新宿区早稲田鶴巻町 518 司ビル 3F	*
*	国際ビジネス研究センター内	*
*		*
*		*
*		*
*		*
*		*
*****		

# 貸借対照表

2020年3月31日 現在

(単位:円)

		(単位:円)
	資産の部	
【流動資産】		
郵便振替口座	1,540,767	
流動資産合計		1,540,767
資産の部合計		1,540,767
	負債の部	
前受金	132,000	
未払金	168,879	
負債の部合計		300,879
	正味財産の部	
【剰余金】		
前年度繰越	338,949	
当年度剰余金	900,939	
正味財産の部合計		1,239,888
負債及び正味財産の設	部合計	1,540,767
(2020年度への繰越	金 1,239,888円	3)

# 第 22 期収支計算書

2019年4月1日~2020年3月31日

(単位:円)

1	収	入の部	
	1	会費収入	
		法人会員	1,200,000
		個人会員	944,000
		雑収入	13,500
		当期収入合計(A)	2,157,500
П	支	出の部	
	1	事業費	
		研究部会費	184,092
		年次大会費	126,832
		学会誌発行費	500,000
		当期収入合計(B)	810,924
	2	管理費	
		事務委託費	322,560
		通信費	63,430
		消耗品費	10,807
		諸会費	30,000
		支払手数料	3,660
		雑費	15,180
		管理費 (C)	445,637
		支出合計 (B)+ (C)	1,256,561
		当年度収支	900,939
		<b></b>	220.040
		前年度繰越金	338,949
		次年度繰越金	1,239,888

# 剰余金処分案

2020年6月6日

(単位:円)

当期未処分剰余金

1,239,888

これを次の通り処分する

次期繰越剰余金

1,239,888

## 第3号議案 第22期(令和元年度)会計監査報告

## 監査報告書

2020/4/19

日本ナレッジ・マネジメント学会

会長 一條 和生 殿



監 境健一郎

日本ナレッジ・マネジメント学会 第 22 期(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)の貸借対照表及び収支計算書を監査致しました。

監査の結果、貸借対照表及び収支計算書は会計帳簿と一致し、学会の資産、負債及び収支の状況を正しく示していると認めましたのでここに報告致します。

以上

## 第4号議案 第23期(令和2年度)活動計画

## 第23期事業計画案

1. 年次大会、定時総会の開催

2020 年 11 月 21 日 (土) に第 23 回年次大会をオンラインで開催する。 合わせて、第 22 回定期総会を開催する。

2. 海外研究者/団体との交流及び協力 本学会がメンバーとなっている KM グローバルネットワーク (KMGN) に関し 2020 年秋に香港で予定されている年次総会に参加予定。

- 3. 研究部会の方針と計画
- (1)東海部会
  - ① 活動方針

現在、当部会では「有力企業が集積する東海地区に根ざした実践的ナレッジ研究」として、次の3点から研究活動を進めている。

- 1. 企業活動の実態に即したナレッジ・マネジメントの理論やモデルの構築
- 2. ナレッジの業績に占める意味や役割の分析

企業において新知識を創出するにあたり最も重要な「ひらめき」を喚起する条件を実証的に探るとともに、「ひらめき」の結果創出された知識共有の仕組みとして どのようなものがあるかを、現実の企業活動の中に探っていく。

3. 企業の持続的発展に資するナレッジの本質と機能に関する研究 組織内に潜む"秘伝"や"思い"の共有、"匠の技"の創出や伝承が企業の存続と発展に とって必要不可欠という仮説の基に、それが実際にはどのように行われているかを 検証する。また、企業の現場でのナレッジ・マネジメントの実践の様子や動向につ いても理解を深めたい。

#### ② 活動計画

現在、企業調査プロジェクトとして OSG 株式会社の研究を進めている。これまで経営トップへのインタビューを 2 回実施し、引き続き同社工場見学会を予定している。また本年秋には同社研究成果発表会を開催し、東海部会季報(電子版)に論文・報告要旨を掲載する予定。

#### (2)知の創造研究部会

① 活動方針

2020 年度の知の創造研究部会では、知の創造の最先端にいる企業の実務家や研究

者が集い、知見と実践経験が豊富な外部講演者や部会員の報告を交えて活発な質疑・討論を行う。

研究部会を通して異業種・異分野間の知的交流に富むクリエーティブなダイアロー グの場を通じて、新たな知の創発や発想の気付きなどを共有・ 共創する。

DX 時代における AI と人間の知の創造、共創の進展について、第一線の企業者および研究者による講演、発表を交えて、KM の新たな実践の指針や理論化モデルを探求する。

#### ② 活動計画

2020年度は、年4回研究部会を実施する予定。 9月、11月、1月、3月の金曜日の夜に実施予定。

#### (3)ソーシャルメディア研究部会

#### ① 活動方針

世論も『密を避ける』方向に傾いており、部会員の皆様の健康を守るためにはリアルでの開催はピークアウトを確認し安全が担保出来てから踏み切る方針。現在は膠着、様子見中。新型肺炎問題による周辺状況を加味しながら、柔軟に対応していく。オンラインでの部会開催を検討している。現在計画中につき詳細は詰まり次第報告とする。

#### ② 活動計画

開催時期は上記のように現段階では未定とする。

テーマ :未定

講師 : 武井浩三氏(社会活動家、社会システムデザイナー)

持続可能、自律分散、循環経済。多形構造な組織、地域、不動産、金融、経済、社会を生み出すために様々な営利非営利活動を展開以降、講師の方から推薦いただいた方をリレー形式で新たな講師としてお招きし、年間3~4回開催したいと考えている。このリレー方式は新しい試みだが、上手くいけばとても面白く実りある結果に繋がるのではないかと期待している。

#### (4)ISO 等標準化研究部会

#### ① 活動方針

#### (A)KM 事例の研究

研究部会メンバーが関与した事例や公開されている事例を対象に、以下を行う:

- KM 国際規格(ISO 30401:2018)に照らしての事例の掘り下げ
- 事例から見た KM 国際規格の補完内容の洗い出し

#### (B)ISO マネジメントシステムの研究

他の ISO マネジメントシステムやその適用/認証事例を対象に、以下を検討する:

- KM 国際規格利用のポイント
- 同 定着のさせ方

#### (C)ISO 30401/TC260 動向の把握

KM 国際規格そのものや関連する規格の新規提案/改訂の動向を把握し、研究部会の内容に反映する。特に「Knowledge management – Vocabulary」の審議が ISO で進んでいるので、作業原案 (WD) を入手し、採録語彙案と各定義案へのコメント提出を模索する。

#### ② 開催計画

開催予定時	テーマ	内容案	
期			
	(A)KM 事例研究	事例未定。研究部会メンバーに依頼	
開催方法・時	(B)ISO マネジメン	候補:ISO 9001:2015(品質マネジメントシステム)	
期は、新型コ	トシステム研究		
ロナの収束	(C)ISO	• 「ISO 30401:2018/CD Amd 1」 ISO 審議状況の把	
状況により	30401/TC260 動向	握と共有	
判断	の把握	• 「ISO AWI 30424 Knowledge management –	
		Vocabulary」ISO 審議状況の把握と共有	

#### (5)新產業革命研究部会

## ① 活動方針

今年度も引き続き、新たな時代(特に、これからは、With コロナの時代)のナレッジ・マネジメントによる、価値創造・協創オープンイノベーションを目的として活動する。

#### ② 運営体制

・2020年度は、研究部会運営コアメンバーを、田村直樹氏(重任)、八木祥和氏(新任)とし、メンバーの強み・業界を活かし、新たな「KM×New」をテーマとする。 オープンイノベーションをテーマに、新たな分野を掛け合わせることの面白さを さらに追求したい。

#### ③ 開催計画(※順序変更の可能性あり)

·[KM×New]をテーマに、4回の研究部会開催を計画している。

第1回:オープンイノベーション

第2回:KM×知財&企業価値向上(IP ランドスケープ)

「企業の競争力回復に不可欠~IP ランドスクープ経営戦略」

講師:日本経済新聞社 編集局経済解説部 編集委員室絹集委員 渋谷高弘氏 (新型コロナの影響で延期となった、前年度 3 月開催予定のテーマ)

第3回:教育(人材育成)

第4回:未定(デザイン、DX、D2C、ウエルネス等)

#### (6) 実践 SDGs 研究部会

#### ① 基本的な考え方

本研究部会は、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)を経営戦略に取り入れているメンバー企業と並走しながら、知識創造理論を使って各企業のSDGs活動の実践、定着の研究・支援を目指すことを目的とする。2020 年度には、グローバル・コンパクト・ジャパンおよび大阪大学社会ソリューションイニシアティブ(SSI)と協力し、企業としての特色を踏まえながらグローバルな視点に立っても通用する SDGsの在り方を探っていく。国連グローバル・コンパクトは企業を中心として責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みである。グローバル・コンパクト・ジャパンと SDGsに向けて新たなスキームを構築しながら、新規プロジェクトや講師の派遣、あるいは有力講師の情報提供を受けるのに加え、合同研究会等を企画する。大阪大学 SSI は堂目卓生先生の提唱する共感資本主義の実現に向かい「他者に共感し、他者も自分に共感することを知ること」をベースにメンバー企業と SDGs達成を目指している。特に堂目先生の理論を導入し両部会による相乗効果を図っていく。また、会員企業とは個別に、それぞれダイアログを重ねて、進むべき方向が明確になるよう共に考え実践していく。

なお、以下の2点の基本戦略はこれまでと変わらない。

- ① 一橋大学の野中郁次郎名誉教授が提唱する組織的知識創造理論に立脚する。
- ② 部会での学びの深耕のため、研究部会の方向性から具体的な活動の取り組みを含め、野中郁次郎先生のご指導を頂く。

#### ② 実行計画

月に研究部会の開催日程、会場についてはグローバル・コンパクト・ジャパンとの 協議を続けており、2月現在未定である。

#### (7)実践ナレッジ・イノベーション研究部会

## ① 活動方針

実践ナレッジ・イノベーション研究部会は 2015 年 12 月に発足し、知識創造理論 (SECI モデル、場、実践知リーダーシップ)を核とする産学交流、異業種交流の場 を、会員・会員外の方々と共に創ることを目的に活動している。ミッションは、「共

感」を基盤に、イノベーションの研究と実践を通して産官学民のネットワークを広げ、 「八方よし」によって社会的価値と経済的価値を同時に追求することである。

※「八方よし」とは:経営者、社員、取引先・債権者、株主、顧客、地域、社会、国など、すべてのステークホルダーを入れる考え方「三方よし」や CSV の想定する利 害関係者だけではなく、地球環境や世界全体までを視野に入れてステークホルダーを考えること。

研究部会ではゲスト講師からお話を頂き、参加者による対話やワークショップを行い、 SECI モデルの S(共同化)と E(表出化)を実際に体験する場になるようにしている。

#### ② 活動計画

企業と社会における知識創造活動を研究テーマに置き、1か月に1度程度、開催する。 なお、4月から6月までは3密を避けるためオンラインで開催し、テレワークやオンライン学習の現場でSECIモデルを回すことについて、体験談などによるノウハウの共有 や問題・課題の共有を図る。

#### 5. 理事会の開催

年度内数回開催する。(8月、10月、12月、3月、4月、5月を予定。)

#### 6. 各アドミチームの事業計画

#### (1)広報

#### ①2020年の活動方針

- ・ 当学会の広報機能は前年度までの委員会体制から変更され、広報アドミチームとなった。Web 担当リーダーは荒木理事、メルマガ担当リーダーは町井理事が務めるが、ワークシェアリングならびにリスクマネジメントの観点からそれらの責任範囲を厳密に分割せず、他方の分野についてもメソッドを共有する方針である。業務責任は元々のリーダーに帰属するが、Web に関しては技術的な基礎知識も必要とされるため、可能な限りの共有とする。
- ・ 広報は業務量も相当に多いため、会員からひろく協力者を募り、新たなチームビルディングを進める意向である。2019年度は瀬戸会員が加入、業務知識の移転は順調と言える。
- ・ 新体制のもと、2020 年度も新しい協力者が増え、村上理事ならびに高橋会員が参画 の運びとなった。チームで協力し、学会の顔としてアクティブに、かつ結果を出し ながら丁寧に活動していきたい。

#### ②活動計画

#### Web 分野

予算との折り合いをつけながら、成し得る限りの改善を進めていく。本資料を作成する 段階では未だ見積段階につき詳細を述べることは差し控えるが、Web を改修し学会事 務作業を効率化するための機能を実装する積もりである。また、今年度は担当者向けに WordPress 操作研修を実施予定ではあるものの、コロナ禍が何らかの形で収束し安全が確認されたのちの動きとする。

#### メルマガ分野

従来どおり年に6-8回の発信を見込む。ルーティン業務ながら、会員と学会をつなぐ架け橋となるツールであり、その重要性を認識し今後も『適時かつ正確な情報』を会員に提供していく所存である。尚、発信方法等につき何らかの改善を図る可能性あり。

#### 予算について

広報アドミチームに割当られた大枠の予算の中で弾力的な運用を行い、学会 MVV に基づいた改善活動を可能な限り俊敏に実行する。

#### (2)海外

① KMGN ネットミーティング参加

佐脇は Task Force 1 に参加。2-3 か月に一度程度の頻度で開かれる見込み。

Task Force 1	Task Force 2	Task Force 3
KMGN Identity and Value	Strengthening the Branding	Impact of KM:
Proposition: Strategic	of KMGN: Website, Online	Next Generation
positioning of KMGN Globally	Engagement (Webinars,	Knowledge
	forums etc)	Management
Team Leader (s)	Team Leader	Team Leader
Rajesh Dhillon & Faiz Selamat	Vadim Shiryaev	Moria Levy

- ② 香港における KMGN 参加 (本年秋を予想).
- ③ 訪日など KMGN からの依頼事項対処。
- ④ 海外ジャーナル投稿、海外学会発表支援の方向の検討(含補助金)(世界に発信が必要)
- ⑤ 海外 KM 関連学会、大学などの教育研究機関を訪問し、活動内容・方向性を聴取し、 学ぶべき点などを提案し、KMSI の活動自体に役立てる
- ⑥ 海外からの招聘講演を行うなどの海外絡みで学会の付加価値が上がる活動を検討する

#### (3)学会誌

『ナレッジ・マネジメント研究 第 18 号』

発行部数:180部

投稿締切: 2020年2月末日

査読機関:2020年3月~約2か月を予定

発行予定: 2020年7月末

『ナレッジ・マネジメント研究 第 18 号』

投稿締切: 2020年12月29日

#### (4)涉外

- ① ミッション
  - ・ 学会を多くの人に知ってもらう
  - ・ 学会のステイタスを一層向上させることに寄与する
  - ・学会を中心とした、産官学等さまざまな連携を生み出す活動に寄与する

#### ② 活動方針

- ・関係各省庁等へのアプローチを実施し、交流深める
- ・他学会へのアプローチを実施し、交流深める
- ・ナレッジ・マネメント関連の講座を 持つ大学へアプローチ
- ・年次大会等をフックとして、広くアプローチ実施する

### (5)総務・会計

① ミッション

適切な総務会計業務の実現を目指す。

- ② ビジョン
  - 1. 総務業務の体制確立と適切な運営
  - 2. 会計業務の体制確立と適切な運営
- ③ 計画



#### (6)大会・発表会

① 11月21日(土)に第23回年次大会と総会を開催する。

秋の時点で新型コロナウイルスの影響がどの程度収束しているか予測できないため、 オンラインで開催する。当初の日程で研究発表を予定して頂いた会員には秋の大会で 発表をお願いする。リアルの場で開催する年次大会を上回るような革新的なオンライ ン大会とするべく、総力を結集して準備を進める。

② 秋に年次大会が延期となったため、秋の発表会は開催しないこととする。

## 第5号議案 第23期(令和2年度)一般会計予算報告

			2020年度予算	補足
収入	 の部			
1-1	. 会費収入	法人会員	1,200,000	10万*11社12口
		個人会員	960,000	8千円*120名(のべ)
1- 2	2. 雑収入		0	
	収入合計		2,160,000	
支出	の部			
2-1	. 事業費			
		研究部会費	322,000	
		学会誌発行費	500,000	【学会誌】第18号
		大会・発表会費	200,000	【大会・発表会】第23回大会と発表会
		事業費 計	1,022,000	
2-2	. 管理費			
		事務委託費	332,000	【総務・会計】事務局委託分
		通信費	65,000	【事務局】※レンタルサーバ5,568円、ドメイン4,840円を含む
		消耗品費	50,000	【事務局】
		旅費交通費	200,000	【海外】海外渡航費等
		HP関連費用	221,000	【広報】HP関連当年度分
		諸会費	30,000	【事務局】
		支払手数料	10,000	【事務局】
		雑費	20,000	【事務局】
		予備費	30,000	【事務局】
		管理費 計	958,000	
2-3.	積立金			
		HP改装費	100,000	【広報】複数年積立て。実施内容と方法は要検討
		積立金 計	100,000	
	支出 合計		2,080,000	
	今期収支		80,000	
		前期繰越金	1,239,888	
	次期繰越金		1,319,888	

## 第6号議案 第23期(令和2年度)役員人事

1. 退任

理事:小沢一郎(本人都合)

2. 退任・退会

理事:喜田昌樹(本人都合)

理事:山倉健嗣(本人都合)

理事:山崎秀夫(本人都合)

# 第7号議案 会則改定

新	旧	備考	コメント
(記載のない行は旧と同じであることを示す)			
<u>名称</u>			
	第1条 名称		
	本会は、日本ナレッジ・マネジメント学会(略称、		
	KM 学会)と称する。		
2.本会の英文名は、Knowledge Management	2.本会の英文名は、Knowledge Management	(追加)	英文の略称を追加しました
Society of Japan <u>(略称、KMSJ)</u> とする。	Society of Japan とする。		
<u>目的</u>			
第2条 目的と行動規範	第2条 目的		
本会は、ナレッジ・マネジメントの研究およびその	本会は、ナレッジ・マネジメントの研究およびその	(変更)	
実践に関し、多様な関係者との連携に基づき、向上	向上発展をはかることを目的とする。また本会お		
<u>と</u> 発展をはかることを目的とする。	よび会員はその活動を通じて社会に貢献し、法令、		
	会則等を遵守し、誠実かつ公正に活動するもので		
	ある。		
2. 本会および会員は法令、会則、および社会的倫		(新規)	旧の目的を2つに分けました。ま
理を遵守し、誠実かつ公正に学会での活動を行う。			た、コンプライアンスに社会的倫理
			もくわえました。
<u>事業</u>			
	第3条 事業		
	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行		
	う。		

(1) 研究部会の開催	(1) 年次大会の開催	(追加)	より重要と考えられる順番に入れ
			換え(1)→(2)としました。
(2) 年次大会等の開催	(2) 研究部会の開催	(追加)	「等」を加え、多様な会の開催を含
			めました。
	(3) 年報その他の刊行物やメールマガジンの発		
	行		
(4)ナレッジ・マネジメントの研究や実践に関す	(4)ナレッジ・マネジメントに関する意見の表明	(追加)	活動活性化にむけて具体的事例を
る意見の表明や <u>論文等の発表</u>			加えました。
(5)国内外の関連学会および団体との交流	(5)内外の関連学会および団体との交流	(追加)	
	(6) その他の本会の目的を達成するために必要		
	とする事業		
事業執行体制			
第4条 事業執行体制		(新規)	新しい組織を事業執行体制として
			条項に加えました。
本会の事業を執行するために、研究部会とアドミ		(新規)	
ニストレーションチーム (以下、アドミチーム)を			
設置する。			
2. 第3条(1) に示す研究部会は、ナレッジ・マ		(新規)	
ネジメントの研究や実践に関する関心を持つ会員			
による定期的な研究活動をいう。			
3. 第3条(2)から(6)に示す事業は、アドミ		(新規)	
チームが事業の遂行を分担する。			
4. 研究部会及びアドミチームの運営詳細は、規定		(新規)	
に定める。			

<u>会員</u>			
第 <u>5</u> 条 会員	第4条 会員	(変更)	
本会の会員は、本会の目的、事業に関心を持ち、研	本会の会員は、ナレッジ・マネジメントの研究を志	(追加)	目的・事業に対する項目を加えまし
<u>究と実践</u> を志す者をもって個人会員とする。	す者をもって個人会員とする。		た。
2. 本会の目的、事業に賛同する法人をもって法人	2. 本会の目的、事業に賛同する者をもって法人会	(変更)	法人でない団体や個人商店は個人
会員とする。	員とする。		会員となります。
3. 会員は、本会が行うすべての事業に参加するこ		(新規)	会員になると得られる権利を明記
<u>とができる。</u>			しました。
4. ただし、以下のものは本会の会員となることが		(新規)	不適格な対象を項目に加えました。
できない。			
(1) 暴力団等反社会的勢力の構成員及びこれに		(新規)	
関係する者			
(2)他人の著作権侵害等違法な行為をする目的			
で本会に加入しようとする者			
(3) その他本会の会員として理事会が不適当と			
認めた者			
第 <u>6</u> 条 入会	第5条 入会	(変更)	
本会に入会を希望する者は、会員の紹介を得て、本	本会に入会を希望する者は、会員の紹介を得て、本	(変更)	入会のプロセスを明確にしました。
会事務局に申し込むものとする。ただし、会員の紹	会に申し込まなければならない。		また、入会しやすくするため、紹介
介が得られない者は、申し込み時に事務局に相談			者がいない場合の対応を加えまし
<u>を可能とする。</u>			た。
2. 入会の決定は、理事会において行う。	2. 前項の入会の決定は理事会において行う。	(変更)	

3. 入会を認められた者は、当該年度の会費を納入	3. 入会を認められた者は、当該年度の会費を納入	(変更)	支払いのタイミングによる年会費
することによって会員となる。ただし、1月から3	することによって会員となる。但し翌年1月以降		の取り扱いを整理しました。
月に入会した場合は、翌年度の会費の納入を免除	の新規会員については当該年度の会費支払により		
<u>する。</u>	翌年度の支払も行ったものとみなす。		
第 <u>7</u> 条 会費	第6条 会費	(変更)	
	会員は毎年6月30日までに会費を納入しなけれ		
	ばならない。		
	2. 会費の額は、会員総会において決定する。		
第 <u>8</u> 条 退会	第7条 退会	(変更)	
退会を希望する会員は、事務局に届け出るものと	退会を希望する会員は、本会事務局に通知しなけ	(変更)	入会の手続きに表現をあわせまし
<u>する。</u> 事務局は、理事会にこれを報告する。	ればならない。事務局は理事会にこれを報告する。		た。入会は申し込みですが、退会は
			届け出としました。
	2. 理事会は、会員が1年にわたり会費を滞納した		
	場合には、会員を退会させることができる。		
第9条 除名および会員資格停止	第8条 除名および会員資格停止	(変更)	
会員が、本会の名誉を汚す行為をしたとき、または	会員が、本会の名誉を汚す行為をしたとき、または	(変更)	文言を修正しました。
本会に不利益になる利益相反行為をしたとき、理	本会に不利益になる利益相反行為をしたとき、理		
事会は、会員総会の議決を経て除名することが出	事会は、会員総会の議を経て除名することが出来		
来る。	る。		
	2. 理事会は、会員総会の除名決議に先立ち、当該		
	会員の会員資格を停止することが出来る。		
役員および組織			
第 <u>10</u> 条 役員	第9条 役員	(変更)	
	本会に次の役員を置く。		
			1

	(1) 評議員会議長	1名		
	(2) 評議員会副議長	2名以内		
	(3)評議員	10 名以内		
	(4) 会長	1名		
	(5) 副会長	2名以内		
	(6) 理事長	1名	(削除)	3月の理事会の議決に従い、理事を
				1層にしました。
	(7) 副理事長	3名以内	(削除)	3月の理事会の議決に従い、理事を
				1層にしました。
	(8) 専務理事	6名以内	(削除)	3月の理事会の議決に従い、理事を
				1層にしました。
( <u>6</u> ) 理事 30名以内	(9) 理事(役職理事	を除く)30名以内	(変更)	3月の理事会の議決に従い、理事を
				1層にしました。
( <u>7</u> ) 監事 2名以内	(10) 監事	2名以内	(変更)	
( <u>8</u> ) 幹事 10名以内	(11) 幹事	10名以内	(変更)	
2. 評議員は、理事会が選考し、総会における議決			(新規)	評議員の定義が旧第 15 条にあった
を経て、会長が委嘱する。				ので、ここに移しました。
3. 評議員会議長および評議員会副議長は、評議員	2. 評議員会議長および	評議員会副議長は評議員	(変更)	
の中から互選する。	の中から互選する。			
4. 会長、副会長は、理事会が選考し、総会におい	3. 会長、副会長は、理事	会が選考し、総会におい	(変更)	
て選任する。	て選任する。			
	4. 理事長、副理事長およ	び専務理事は理事の中か	(削除)	3月の理事会の議決に従い、理事を
	ら互選する。			1層にしました。
第 <u>11</u> 条 役員の選任および役職停止	第 10 条 役員の選任およ	び役職停止		

理事 <u>および</u> 監事は、会員の中から理事会において	理事および監事は、会員の中から常任理事会にお	(変更)	承認基準を明示しました。
選考し、理事出席者の過半数の承認を経て、会員総	いて選考し、理事会の承認を経て総会において選		
会において選任する。なお、監事は理事および幹事	任する。なお監事は理事を兼ねることが出来ない。		
を兼ねることが出来ない。			
2. 新たな理事、監事を選考する際には、3名以上		(新規)	新たに理事、監事を選考する際の基
の理事の推薦を必要とする。			準がなかったので入れました。
3. 幹事は会員の中から会長が選考し、理事会の出		(新規)	幹事を選考する際の基準を入れま
席者の過半数の承認を経て、理事会で選任する。			した。
4. 理事、監事、および幹事が第9条の対象となる	2. 理事および役職理事が第8条の対象となる場	(変更)	
場合、理事会は会員総会の除名議決に先立ち、理事	合、理事会ないし常任理事会は総会議決に先立ち		
<u>会の議決を経て</u> 役職を停止することができる。	役職を停止することができる。		
5. 役職停止議決に際し、理事会は事実解明のため	3. 役職停止議決に際し、理事会ないし常任理事	(変更)	
特別委員会を設けることができる。	会は事実解明のため特別委員会を設けることがで		
	きる。		
第 <u>12</u> 条 役員の任期	第 11 条 役員の任期	(変更)	
役員の任期は2事業年とし、2年毎に全役員を改	役員の任期は2年とし、2年毎に全役員を改選す	(変更)	どの期間の2年が不明だったため、
選する。改選に当たっては再任を妨げない。	る。改選に当たっては再任を妨げない。		「2 事業年」と明記しました。
2. 任期中に役員が退任する場合には、第11条2	2. 補充選任された役員の任期は、前任者の残任期	(変更)	任期中の退任の場合の対応を入れ
項にもとづき、新たな役員を補充することができ	間とする。		ました。補充しない場合も想定し
る。 補充選任された役員の任期は、前任者の残任			「することができる」としました。
期間とする。			
第 13 条 役員の職務	第 12 条 役員の職務	(変更)	
会長は、本会を代表し、事業執行を総括する。	会長は、本会を代表し、会長事故あるときは副会長	(変更)	理事長廃止に伴い、会長の職務を変
	が代行する。会長および副会長の両者に事故ある		更しました。また、第2条にあわせ
	ときは理事長が代行する。		て、会務を事業に変更しました。

(削除)	2. 理事長は会務を総括する。	(削除)	3月の理事会の議決に従い、理事を
			1層にしました。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は	3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時	(変更)	会長補佐と代行を、副会長の職務と
代行する。	は代行する。		しました。
(削除)	4. 専務理事は、本会の会務全体を処理する。	(削除)	3月の理事会の議決に従い、理事を
			1層にしました。
3. 理事は、本会の事業の方針を定める。	5. 理事は、本会の運営について審議する。	(変更)	第 4 条に基づき事業の執行はアド
			ミチームであるため「運営」を「方
			針」に置き換えました。
4. 監事は、本会の事業および会計を監査し、その	6. 監事は、本会の業務および会計を監査し、その	(変更)	「業務」を、「事業」に変更しました。
意見を総会において報告 <u>する</u> 。	意見を総会において報告しなければならない。		
<u>5</u> . 幹事は、 <u>会長</u> の事業執行を補佐する。	7. 幹事は、本会の会務につき理事長の業務を補佐	(変更)	会長の職務表現にあわせました。
	する。		
<u>6</u> . 会長は、 <u>事業</u> の円滑な執行のため、 <u>第 4 条に</u>	8. 理事長は会務の円滑な執行のため、理事会の承	(変更)	アドミリーダーの選任プロセスを
基づき、事業の執行を分担するアドミリーダーを	認を以て理事の中から適宜、事務局担当など分野		明記しました。
理事または幹事の中から選考し、理事会の承認を	に応じて各担当を選任することができる。		
経て選任することができる。			
第 <u>14</u> 条 顧問	第 13 条 顧問	(変更)	
	本会に顧問を置くことができる。		
	2. 顧問は、理事会の推薦により、総会の承認を経		
	て会長が委嘱する。		
	3. 顧問は理事会に出席して意見を述べることが		
	できる。		
会議			

第 15 条 会議の種類	第 14 条 会議の種類		
会議は、会員総会、評議員会、理事会とする。	会議は、総会、評議員会、理事会、および常任理事	(変更)	3月の理事会の議決に従い、理事を
	会とする。		1層にし、常任理事会を除きまし
			た。また、総会を「会員総会」とし
			ました。
2. 第4条で定めた研究部会とアドミチームが行		(新規)	活動の機動性を高めるため、研究部
う会議は、規定に定める。			会とアドミチームそれぞれが開催
			する会議の詳細は規定に回しまし
			た。
第 <u>16</u> 条 評議員会	第 15 条 評議員会	(変更)	
(削除)	評議員は総会の議を経て会長が委嘱する。	(削除)	第11条2項に移動しました。
評議員は、評議員会を構成し、理事会の決議を経て	2. 評議員は評議員会を構成し、理事会の決議を経	(変更)	理事長廃止により、会長に変更しま
<u>会長</u> から諮問された事項を評議する。	て理事長から諮問された事項を審議する。また評		した。
	議員会は年度の活動状況に関し理事会から説明を		
	受けることができる。		
2. 評議員会は、年度の活動状況に関し理事会から		(新規)	他の条項にあわせて、または、を別
説明を受けることができる。			項にしました。
第 <u>17</u> 条 <u>会員</u> 総会	第 16 条 総会	(変更)	
<u>会員</u> 総会は、定時 <u>会員</u> 総会および臨時 <u>会員</u> 総会と	総会は、定時総会および臨時総会とする。	(変更)	総会で何をするかが書いていなか
する。会員総会では、本会の運営の基本を定める。			ったので入れました。
2. 定時会員総会は、毎事業年度1回、原則として	2. 定時総会は、毎事業年度1回、第3条第1号に	(変更)	今回のように状況により分けて開
第3条(2)に定める年次大会のときに会長が招集	定める年次大会の時に、臨時総会は必要あるとき、		催する可能性を含め「原則として」
する。	理事会の議を経て会長が招集する。		をいれました。臨時総会の招集条件
			を3項にまとめました。

で必要と議決したとき、または会員総数の3分の2以上の請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。       3分の2以上の請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。       イテリアも明記しました。         4. 会員総会の開催は、開催日の少なくとも2週間前までに、会員に通知しなければならない。       4. 総会を開催するときは、少なくとも開催日の2(変更) 週間前までに、会員に通知しなければならない。       (削除)       第18条2項に移動しました。         6. 総会の議決は、出席した会員の過半数の同意をもってし、可否同数の時は議長の決するところによってし、可否同数の時は議長の決するところに表した。       (削除)       第18条2項に移動しました。         6. 会員総会の議事録は、議長、または議長が指名する会員が作成し、議長および出席した理事2名が署名押印しなければならない。が署名する。       (変更)       議長=会長の負担経減のために、会員が担当できるようにしました。非知を無くしました。非知を無くしました。非知を無くしました。非知を無くしました。非知を無くしました。非知を無くしました。非知を無くしました。         第18条 会員総会の議決       第17条 総会の決議事項(変更)       (変更)         (1)会別の改定       (1)会別の変更       (変更)         (1)会別の改定       (1)会別の変更       (変更)         (4)前年度事業報告および収支決算       (4)年度事業計画および収支予算       (変更)順番を入れ換え         (5)当年度事業計画および収支予算       (5)年度事業報告および収支決算       (変更)順番を入れ換え         (5)当年度事業計画および収支予算       (5)年度事業報告および収支決算       (変更)順番を入れ換え         (6)その他理事会において必要と認めた事項       (新規)本条項の「出席」は、オフライン、オンラインも含めたものと解釈した。ところによれて必要と認めた事項				
2以上の請求があったときに、会長が招集する。   総会を招集しなければならない。   4. 総合を開催するときは、少なくとも開催日の2   後更)   適までに会員に通知する。   週間前までに、会員に通知しなければならない。   (削除)   5. 総会の議及は、会長が務める。   (削除)   6. 総会の議及は、会長が務める。   (削除)   6. 総会の議及は、会長が務める。   (削除)   6. 総会の議及は、会長が務める。   (削除)   6. 総会の議及は、会長が務める。   (削除)   第 18 条 2 項に移動しました。   6. 会員総会の議事録は、議長、または議長が指名   7. 総会の議事録は、議長が作成し、議長および出   (変更)   議長=会長の負担軽減のために、会	3. 臨時会員総会は、理事会が理事の過半数をもっ	3. 理事会が必要と認めたとき、または会員総数の	(変更)	理事会が必要と認める場合のクラ
4. 会員総会の開催は、開催日の少なくとも 2週間 前までに会員に通知する。       4. 総会を開催するときは、少なくとも開催日の 2 (変更)       (変更)         適間前までに会員に通知する。       5. 総会の議長は、会長が務める。       (削除)       第 18 条 2 項に移動しました。         (削除)       6. 総会の議長は、会長が務める。       (削除)       第 18 条 2 項に移動しました。         6. 会員総会の議事録は、議長、または議長が指名 する会員が作成し、議長および出席した理事2名       7. 総会の議事録は、議長および出席した理事2名       (変更)       議長 = 会長の負担軽減のために、会員が担当できるようにしました。非常 18 条 会員総会の議決       第 17 条 総会の決議事項       (変更)       議長 - 会長の負担軽減のために、会員が担当できるようにしました。非可を無くしました。         第 18 条 会員総会の議決       第 17 条 総会の決議事項       (変更)       (変更)         (1) 会則の改定       (1) 会則の変更       (変更)         (2) 評議員、理事および監事の選任       (3) 会費の額       (変更)       順番を入れ換え         (4) 前年度事業計画および収支決算       (4) 年度事業計画および収支予算       (変更)       順番を入れ換え         (5) 当年度事業計画および収支予算       (5) 年度事業報告および収支決算       (変更)       順番を入れ換え         (6) その他理事会において必要と認めた事項       本条項の「出席」は、オフライン、オンラインも含めたものと解釈し	て必要と議決したとき、または会員総数の3分の	3分の2以上の請求があったときは、会長は臨時		イテリアも明記しました。
前までに会員に通知する。	2以上の請求があったとき <u>に</u> 、会長 <u>が</u> 招集 <u>する</u> 。	総会を招集しなければならない。		
5. 総会の議長は、会長が務める。	4. 会員総会の開催は、開催日の少なくとも 2週間	4. 総会を開催するときは、少なくとも開催日の2	(変更)	
(削除)       6.総会の議決は、出席した会員の過半数の同意をもってし、可否同数の時は議長の決するところによる。       (削除)       第18条2項に移動しました。         6.会員総会の議事録は、議長、または議長が指名する会員が作成し、議長および出席した理事2名が署名押印しなければならない。が署名する。       7.総会の議事録は、議長かよび出席した理事2名が署名押印しなければならない。	前までに会員に通知 <u>する</u> 。	週間前までに、会員に通知しなければならない。		
もってし、可否同数の時は議長の決するところに よる。   6. 会員総会の議事録は、議長、または議長が指名   7. 総会の議事録は、議長が作成し、議長および出   (変更)   議長=会長の負担軽減のために、全		5. 総会の議長は、会長が務める。		
よる。   6. 会員総会の議事録は、議長、または議長が指名   7. 総会の議事録は、議長が作成し、議長および出   変更   議長 = 会長の負担軽減のために、会員が担当できるようにしました。非常名 <u>する</u> 。   第18条 会員総会の議決   第17条 総会の決議事項   (変更   次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。   (変更   次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。   (1) 会則の改定   (1) 会則の変更   (変更   (2) 評議員、理事および監事の選任   (3) 会費の額   (4) 前年度事業報告および収支決算   (4) 年度事業計画および収支予算   (変更   順番を入れ換え   (5) 当年度事業計画および収支予算   (変更 ) 順番を入れ換え   (6) その他理事会において必要と認めた事項   本条項の「出席」は、オフライン、オンラインも含めたものと解釈し	_(削除)	6. 総会の議決は、出席した会員の過半数の同意を	(削除)	第18条2項に移動しました。
6. 会員総会の議事録は、議長、または議長が指名 する会員が作成し、議長および出席した理事 2 名 が署名する。         7. 総会の議事録は、議長が作成し、議長および出 席した理事 2 名が署名押印しなければならない。 第 18条 会員総会の議決         (変更)         議長=会長の負担軽減のために、会員が担当できるようにしました。事 印を無くしました。事 印を無くしました。           (1) 会則の改定         (1) 会則の変更         (変更)           (2) 評議員、理事および監事の選任         (3) 会費の額         (変更)           (4) 前年度事業報告および収支決算         (4) 年度事業計画および収支予算         (変更)         順番を入れ換え           (5) 当年度事業計画および収支予算         (5) 年度事業報告および収支決算         (変更)         順番を入れ換え           (6) その他理事会において必要と認めた事項         (新規)         本条項の「出席」は、オフライン、オンラインも含めたものと解釈し		もってし、可否同数の時は議長の決するところに		
する会員が作成し、議長および出席した理事2名   席した理事2名が署名押印しなければならない。		よる。		
が署名する。	6. 会員総会の議事録は、議長、または議長が指名	7. 総会の議事録は、議長が作成し、議長および出	(変更)	議長=会長の負担軽減のために、会
第 18 条 会員総会の議決       第 17 条 総会の決議事項       (変更)         次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。       ない。         (1)会則の改定       (1)会則の変更       (変更)         (2)評議員、理事および監事の選任       (3)会費の額         (4)前年度事業報告および収支決算       (4)年度事業計画および収支予算       (変更) 順番を入れ換え         (5)当年度事業計画および収支予算       (5)年度事業報告および収支決算       (変更) 順番を入れ換え         (6)その他理事会において必要と認めた事項       (新規) 本条項の「出席」は、オフライン、オンラインも含めたものと解釈し	する会員が作成し、議長および出席した理事2名	席した理事2名が署名押印しなければならない。		員が担当できるようにしました。押
次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。       次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。         (1)会則の改定       (1)会則の変更       (変更)         (2)評議員、理事および監事の選任       (3)会費の額       (変更)       順番を入れ換え         (4)前年度事業報告および収支決算       (4)年度事業計画および収支予算       (変更) 順番を入れ換え         (5)当年度事業計画および収支予算       (5)年度事業報告および収支決算       (変更) 順番を入れ換え         (6)その他理事会において必要と認めた事項       (新規) 本条項の「出席」は、オフライン、オンラインも含めたものと解釈し	が署名 <u>する</u> 。			印を無くしました。
(1) 会則の改定 (1) 会則の変更 (変更) (変更) (2) 評議員、理事および監事の選任 (3) 会費の額 (3) 会費の額 (変更) 順番を入れ換え (5) 当年度事業計画および収支予算 (変更) 順番を入れ換え (5) 当年度事業計画および収支予算 (変更) 順番を入れ換え (6) その他理事会において必要と認めた事項 (新規) 本条項の「出席」は、オフライン、カフライン、カフラインも含めたものと解釈し	第 <u>18</u> 条 <u>会員</u> 総会の議決	第 17 条 総会の決議事項	(変更)	
(1)会則の改定       (1)会則の変更       (変更)         (2)評議員、理事および監事の選任       (3)会費の額       (変更)         (4)前年度事業報告および収支決算       (4)年度事業計画および収支予算       (変更)順番を入れ換え         (5)当年度事業計画および収支予算       (5)年度事業報告および収支決算       (変更)順番を入れ換え         (6)その他理事会において必要と認めた事項       (新規)本条項の「出席」は、オフライン、オンラインも含めたものと解釈し		次に掲げる事項は、総会の議決を経なければなら		
(2) 評議員、理事および監事の選任         (3) 会費の額         (4) 前年度事業報告および収支決算       (4) 年度事業計画および収支予算       (変更) 順番を入れ換え         (5) 当年度事業計画および収支予算       (変更) 順番を入れ換え         (6) その他理事会において必要と認めた事項       (新規) 本条項の「出席」は、オフライン、オンラインも含めたものと解釈し		ない。		
(3) 会費の額         (4) 前年度事業報告および収支決算       (4) 年度事業計画および収支予算       (変更) 順番を入れ換え         (5) 当年度事業計画および収支予算       (変更) 順番を入れ換え         (6) その他理事会において必要と認めた事項       (新規) 本条項の「出席」は、オフライン、オンラインも含めたものと解釈し	(1)会則の改定	(1)会則の変更	(変更)	
(4) 前年度事業報告および収支決算       (4) 年度事業計画および収支予算       (変更) 順番を入れ換え         (5) 当年度事業計画および収支予算       (5) 年度事業報告および収支決算       (変更) 順番を入れ換え         (6) その他理事会において必要と認めた事項       (新規) 本条項の「出席」は、オフライン、オンラインも含めたものと解釈し		(2) 評議員、理事および監事の選任		
(5) 当年度事業計画および収支予算       (5) 年度事業報告および収支決算       (変更) 順番を入れ換え         (6) その他理事会において必要と認めた事項       (新規) 本条項の「出席」は、オフライン、オンラインも含めたものと解釈し		(3) 会費の額		
(6) その他理事会において必要と認めた事項         2. 総会の議決は、出席した会員の過半数の同意を もってし、可否同数の時は議長の決するところに       (新規)       本条項の「出席」は、オフライン、 オンラインも含めたものと解釈し	(4) <u>前</u> 年度事業報告および収支決算	(4) 年度事業計画および収支予算	(変更)	順番を入れ換え
2. 総会の議決は、出席した会員の過半数の同意を もってし、可否同数の時は議長の決するところに       (新規)       本条項の「出席」は、オフライン、 オンラインも含めたものと解釈し	(5) <u>当</u> 年度事業計 <u>画</u> および収支予算	(5) 年度事業報告および収支決算	(変更)	順番を入れ換え
もってし、可否同数の時は議長の決するところに		(6) その他理事会において必要と認めた事項		
	2. 総会の議決は、出席した会員の過半数の同意を		(新規)	本条項の「出席」は、オフライン、
+ <del>-</del>	もってし、可否同数の時は議長の決するところに			オンラインも含めたものと解釈し
<u> </u>	よる。			ます。

第19条 理事会	第 18 条 理事会・常任理事会の構成	(変更)	
理事会は、理事および幹事をもって構成し、会長が	理事会は、理事をもって構成し、理事長がこれを招	(変更)	幹事も加えました。理事会は・・・
これを招集する。	集する。理事会は過半数の理事の出席または委任		以下は別項としました
	状によって成立するものとする。理事会は、年度内		
	2回開催するものとする。		
2. 理事会は過半数の理事の出席または委任状に		(新規)	理事を1層としオンライン開催も
よって成立するものとする。理事会は、年度内2回			可能となったことに合わせ、回数の
以上開催するものとする。			上限は削除しました。
_(削除)	2. 常任理事会は、理事会の緊急的な事項に関する	(削除)	常任理事会は廃止としますので、削
	審議機能を補い、会務を機動的に運営するために		除しました。
	設置するもので理事長、副理事長、専務理事の役職		
	理事に加え、研究部会長兼理事、業務・委員会担当		
	理事並びに各地区支部長兼理事をもって構成し、		
	随時理事長がこれを招集する。常任理事会は構成		
	する理事の過半数の出席または委任状によって成		
	立するものとする。		
3. 理事会の議長は、会長が務める。	3. 理事会および常任理事会の議長は理事長とす	(変更)	会長に変更しました。
	る。		
4. 理事会において、いかなる理事も、本会に対し	4. 理事会および常任理事会においていかなる理	(変更)	
利益相反の当事者となる場合に <u>は、</u> 議決に参加出	事も、本会に対し利益相反の当事者となる場合に		
来ない。	議決に参加出来ない。		
5. 会長は、必要に応じて研究部会またはアドミチ		(新規)	議案の参考人や事務方として会員
<u>ームに所属する会員を理事会に招集することがで</u>			を招集し、説明をさせることを想定
<u>きる。</u>			して加えました。

/ 四本人。送去付い 送号上 N 送号 - 12 4 1 3	■ 本人 といめと 本本人 はまない きょう	(本工)	坐屋理主人 2 ////// 1
<u>6</u> . 理事会の議事録は、議長または議長の指名する	5. 理事会および常任理事会の議事録は、議長また	(変更)	常任理事会を削除しました。
ものがこれを作成し出席理事の確認を得るものと	は議長の指名するものがこれを作成し出席理事の		
する。	確認を得るものとする。委任状は議決の可否には		
	計算しない。		
第 20 条 理事会の議決	第19条 理事会の議決事項	(変更)	
	つぎに掲げる事項は、理事会の議決を経なければ		
	ならない。		
	(1) 規程の制定または改廃		
(2)会員の入会および第8条2項による退会、会	(2)会員の入会および退会、会員資格の停止およ		会員が希望する退会は、事務局が理
員資格の停止および役職の停止	び役職の停止		事会に報告するだけなので、会費滞
			納による退会のみが議決事項であ
			ることを明示しました。
(3)幹事の選任		(新規)	幹事の選任を追加しました
$(\underline{4})$ 研究部会およびアドミチームの設置および	(3) 研究部会および委員会の設置および廃止	(変更)	委員会→アドミチームにしました
廃止			
( <u>5</u> ) その他本会運営上重要な事項	(4) その他本会の運営上重要な事項	(変更)	
2. 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をも	2. 理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもっ	(変更)	
って行う。可否が同数の場合は議長が決するとこ	て行う。可否が同数の場合は議長が決するところ		
ろによる。	による。		
_(削除)_	第 20 条 常任理事会の職務	(削除)	常任理事会廃止により削除しまし
			た。
(削除)	常任理事会が、会務の運営上の緊急事項を決定し	(削除)	
	たときは、理事会の議決があったものとみなす。こ		
	の場合次回の理事会に内容を報告をする。		

## 2020年6月6日(土)

2. 常任理事会は役員人事に関し選考を行い、理事	(削除)	
会に提案する。		
3. 常任理事会の議決は、出席者の過半数の同意を	(削除)	
もって行う。可否が同数の場合は議長の決すると		
ころによる。委任状は議決の可否には計算しない。		
4. 常任理事会は、支部の新設・改廃を決定する。	(削除)	
5. 常任理事会の議決は、出席者の過半数の同意を	(削除)	
もって行う。可否が同数の場合は議長の決すると		
ころによる。委任状は議決の可否には計算しない。		
第 21 条 事務局および職員	(削除)	第5条3項に移動しました。
本会の事務を処理するため事務局を設け、必要な	(削除)	
職員を置くことが出来る。		
第 22 条 支部	(削除)	2月3月の理事会議論により、地域
		の支部はおかないことが確認され
		たので削除しました。
本会は本部を東京に置き、東海地区と関西地区に	(削除)	
支部を置く。また必要に応じて支部を置くことが		
できる。		
2. 支部の新設・改廃は、理事会の決定をもつてこ	(削除)	
れを行う。		
3. 支部の運営を円滑に行うために支部運営規則	(削除)	
を定める。		
第 23 条 会計		
	会に提案する。 3. 常任理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって行う。可否が同数の場合は議長の決するところによる。委任状は議決の可否には計算しない。 4. 常任理事会は、支部の新設・改廃を決定する。 5. 常任理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって行う。可否が同数の場合は議長の決するところによる。委任状は議決の可否には計算しない。第21条 事務局および職員本会の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置くことが出来る。 第22条 支部 本会は本部を東京に置き、東海地区と関西地区に支部を置く。また必要に応じて支部を置くことができる。 2. 支部の新設・改廃は、理事会の決定をもつてこれを行う。 3. 支部の運営を円滑に行うために支部運営規則を定める。	会に提案する。  3.常任理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって行う。可否が同数の場合は議長の決するところによる。委任状は議決の可否には計算しない。  4.常任理事会は、支部の新設・改廃を決定する。(削除)  5.常任理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって行う。可否が同数の場合は議長の決するところによる。委任状は議決の可否には計算しない。 第21条 事務局および職員 (削除) 本会の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置くことが出来る。第22条 支部 (削除)  本会は本部を東京に置き、東海地区と関西地区に支部を置く。また必要に応じて支部を置くことができる。  2.支部の新設・改廃は、理事会の決定をもつてこれを行う。  3.支部の運営を円滑に行うために支部運営規則を定める。

	本会の経費は会費、寄付金および雑収入をもって		
2. 寄付金は、理事会の承認を経て受理する。	充てる。 2. 寄付金は常任理事会の承認を経て受理する。	(変更)	常任理事会廃止により理事会とし
			ました。
第 22 条 事業年度および会計年度	第24条 会計年度	(追加)	事業年度を加えました。
本会の事業年度および会計年度は毎年4月1日に	本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3	(追加)	
始まり、翌年3月31日に終わる。	月31日に終わる。		
規定			
第 23 条 規定		(新規)	規定に関する条項がなかったので
			加えました。
本会則に含まれない事項は、必要に応じて規定を		(新規)	
作成する。規定の制定及び改廃は理事会の議決に			
よるところとする。			
解散			
第 24 条 本会の解散	第 25 条 本会の解散	(変更)	
	本会の解散は、理事会または会員20名以上の提		
	案により、総会において、会員の過半数が出席し、		
	その3分の2以上の同意を得なければならない。		
附則	附則		
1. この会則は2020年6月6日より実施する。	1. この会則は2019年6月9日より実施する。	(変更)	
2. 本会の事務所の所在地は東京都新宿区早稲田	2. 本会の事務所の所在地は東京都新宿区早稲田		
鶴巻町518とする。	鶴巻町 5 1 8 とする。		